

議会受付番号	鎌議第 1146 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

不良職員の対応と市長の姿勢について

2 質問の要旨

- 1 一般質問の中で取り上げられた懲戒行為を起こした鎌倉市職員労働組合副委員長である納税課所属の再任用職員について、前年度の出勤不良の状況は無かったのか。
- 2 当該人物が、懲戒処分を受けた再任用職員となった場合、その者の勤務実績は、明らかに良好とはいえないと考えるが、如何か。市長としては懲戒処分を受けても良好なのか。
- 3 ましてや、鎌倉市民の血税により給与を受けているにもかかわらず、出勤時間に遅刻し、勤務時間を無駄にしていた場合、1 円 1 円を無駄にしない市長の姿勢に反すると考えるが如何か。

3 答弁

- 1 平成 27 年 9 月 14 日付けの勤務時間の始めに繰り返し遅刻をした行為に対して懲戒処分を受けた職員については、事実関係の調査を行う中で、庶務事務システムを導入した平成 26 年 1 月以降、遅刻していたことが確認できました。
- 2 懲戒処分を受けた場合、勤務成績が良好とは判定できないと考えています。
- 3 勤務時間の始めに繰り返し遅刻する行為は、社会人としての自覚に欠ける行為であり、市長が求める鎌倉市の職員像とは異なると考えています。